

必要書類	(教育職員免許法第1号)	(宣誓書第2号)	(履歴書第3号)	(人物に関する証明書第4号)	(身体に関する証明書第5号)	(実務成績証明書第6号)	(実務に関する証明書第7号)	卒業(修了)証明書(写)	学力に関する証明書(写)	基礎となる教員免許状(写)	介護等体験の証明書(写)	合格証明書(原本)	基礎資格として必要な資格等(写)	戸籍抄本又は戸籍謄本(原本)	返信用封筒(郵送希望者)	手数料(佐賀県収入証紙)
教育職員免許法の根拠規定																
法別表第1	●	●	●			※1		●	※2	※3	※4		※5	※6	※7	3,300円
法別表第2	●	●	●			※1		●	※2※8	※3			※9	※6	※7	3,300円
法別表第2の2	●	●	●					●	●	※3			● ※10	※6	※7	3,300円
法別表第3	●	●	●	●	●	●		●	●					※6	※7	5,000円
法別表第4	●	●	●	●	●			●	●					※6	※7	5,000円
法別表第5 及び法附則第9項	●	●	●	●	●	● ※11		※12	●	※13				※6	※7	5,000円
法別表第6	●	●	●	●	●	●			●	●			● ※14	※6	※7	5,000円
法別表第6の2 及び法附則第17項	●	●	●	●	●	●			●	●			※15	※6	※7	5,000円
法別表第7 (領域追加も含む)	●	●	●	●	●	● ※16			●	● ※17				※6	※7	5,000円
法別表第8	●	●	●	●	●	●			●	●				※6	※7	5,000円
法第16条第1項	●	●	●					●				●		※6	※7	3,300円
法附則第18項	●	●	●	●	●		●	●	●				● ※18	※6	※7	5,000円

- ※1 実務成績証明書は、教育実習の単位を教員としての経験年数をもって教育の基礎的理解に関する科目等の科目から替える場合は必要年数分証明の上、添付すること。
- ※2 学力に関する証明書は、他の校種の教諭の普通免許状を受ける場合の単位をあてる場合に、元となる校種の普通免許状を受ける場合の学力に関する証明書も添付すること。
- ※3 基礎となる教員免許状の写しは、次のいずれかに該当する場合に添付すること。写しには、所属長の原本証明を付すること。
- ・他の校種の教諭の普通免許状を受ける場合の単位をあてる場合
(例：小学校教諭普通免許状を取得する際に、それ以前に取得した中学校教諭普通免許状の単位をあてる場合には、中学校教諭普通免許状を添付する。)
 - ・養護教諭普通免許状を取得する際に、それ以前に取得した栄養教諭普通免許状の単位をあてる場合には、栄養教諭普通免許状を添付する。)
 - ・下位の免許状との単位差をもって上位免許状を取得する場合
(例：小学校教諭二種免許状(最低単位数37単位)をもとに小学校教諭一種免許状(最低単位数59単位)を申請する場合は、小学校教諭二種免許状を添付する。)
 - ・教育実習の単位を教員としての経験年数をもって教育の基礎的理解に関する科目等の科目から替える場合
(例：小学校教諭普通免許状を取得する場合に、小学校助教諭として勤務した経験年数をもって替える場合は、小学校助教諭免許状を添付する。)
- ※4 介護等体験の証明書は、小学校又は中学校の教諭の普通免許状を取得する場合に添付すること。
- ・既に小学校又は中学校の免許状を有している場合は、当該免許状の写しを添付すること。写しには、所属長の原本証明を付すること。
 - ・免除者は免除に該当することを証明する書類を提出すること。
- ※5 他に教育職員免許状を有しているときは、当該免許状の写しを添付すること。写しには、所属長の原本証明を付すること。
- ※6 戸籍抄本等は、提出書類の氏名や本籍欄が、改姓や本籍異動により各書類中の当該記載が異なっている場合に添付すること。
- ※7 返信用封筒は、郵送での返送を希望する場合のみ提出すること。この場合、封筒のサイズは238mm×330mm以上とし、切手は490円(簡易書留)貼り付けること。
- ・ただし、佐賀県内の市町立学校勤務者、県立学校勤務者は郵便便で返送するため提出不要。
- ※8 学力に関する証明書(又は成績証明書)は、保健師免許証を基礎資格とする場合で、平成24年4月以降に大学を卒業した者は、免許法第66条の6に定められている4科目が分かるものを添付すること。
- ※9 保健師免許証を基礎資格とするときは、当該免許証の写しを添付してください。写しには、所属長の原本証明を付すること。
- ※10 免許状の種類に応じて下記の書類の写しを添付してください。写しには、所属長の原本証明を付すること。
- ・専修の場合…管理栄養士免許証
 - ・一種の場合…管理栄養士免許証又は栄養士法第5条の3第4号の規程により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了したことを証明する書類及び栄養士免許証
 - ・二種の場合…管理栄養士免許証又は栄養士免許証
- ※11 実務成績証明書は、最低在職年数を要する取得方法である場合に、必要年数分の証明がなされたものを添付すること。
- ※12 卒業証明書は、基礎資格として求められている場合に添付すること。
- ※13 基礎となる教員免許状の写しは、基礎資格として求められている場合に添付すること。写しには、所属長の原本証明を付すること。
- ※14 基礎資格として求められている場合は、取得方法により、保健師免許証又は看護師免許証の資格の写しを添付すること。写しには、所属長の原本証明を付すること。
- ※15 法別表第6の2を根拠とする場合で、一種免許状を受けようとする者は管理栄養士免許証を、法附則第17項を根拠とする場合には、管理栄養士免許証又は栄養士免許証の写しを添付すること。
- 写しには、所属長の原本証明を付すること。
- ※16 実務成績証明書は、通常の申請の場合は3年分、領域追加の場合は1年分の証明がなされたものを添付すること。
- ※17 基礎となる教員免許状の写しは、所属長の原本証明を付すること。ただし、領域追加の場合は、基礎となる免許状の原本を添付すること。
- ※18 保育士登録証の写しを添付すること。写しには、所属長の原本証明を付すること。